福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本格的な人口減少社会を迎え、公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へ転換するとともに、中心市街地の賑わいを創出する拠点として再編整備するため、必要な事項を検討することを目的として、福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 公会堂、中央学習センター、図書館及び市民会館の4施設を中心とする公共施設の再編整備に関する基本的な方向性並びに再編整備に伴う官民連携可能性の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 検討委員会の委員は、11人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者
- 2 検討委員会には委員長及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がそ の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属等
1	学識経験者 (まちづくり)	佐藤 滋	早稲田大学 研究院教授
2	学識経験者 (経営)	奥本 英樹	福島大学 経済経営学類 教授
3	住民代表	菅野 廣男	市自治振興協議会連合会 会長
4	商工団体	後藤 忠久	福島商工会議所 副会頭
5	市民活動団体	齋藤 美佐	NPO PLUS 代表
6	関係団体代表	霞 朝子	市中央学習センター運営審議会 委員長
7	関係団体代表	原馨	市図書館協議会 委員長
8	関係団体代表	三瓶 章	市文化団体連絡協議会 副会長
9	有識者	門田 敦嗣	㈱日本政策投資銀行 東北支店 次長
10	有識者	池澤 龍三	(一財) 建築保全センター 保全技術研究 所 第三研究部 次長
11	福島市	紺野 喜代志	副市長